

排除されているのは誰か？

——「社会生活に関する実態調査」からの検討——

菊地 英明

I はじめに

近年、欧州を中心に主流になっている社会的排除論は、福祉国家(特に社会保険)、社会(中間集団)、経済(特に雇用)におけるメンバーシップの喪失を社会的排除ととらえる¹⁾。経済変動(脱工業化・グローバル化による雇用の喪失・不安定化)がその原因として指摘されるが、もしそうであれば、排除を根本的に解決することは、その潮流を押し戻す困難な試みであることを意味する。

しかし、社会的排除は国によってその意味内容が多少異なるとはいえ、福祉国家システム(社会保障はその一部の機能である)によってももたらされるとの指摘がある。このため、社会的排除を緩和するためのさまざまな取り組みが、各国で行われている。本稿の前半では、社会的排除の概念を整理しつつ、その諸原因をまとめた上で、対策としての福祉国家の再編・社会的包摂政策の類型(地域や中間集団の再生・人的資本の形成・公的扶助改革)を論ずる。

我が国でも、近年の雇用不安、ホームレス問題などを背景に、社会的排除が生じているという懸念が高まりつつある。しかしながら、我が国では社会哲学・思想レベルからの排除へのアプローチも多く、特に質問紙調査を用いた実態把握の試みは少なかった。的確な実態把握は、我が国に即した対応を取る上での前提となるため、本稿の後半では、前半での議論を踏まえて、現代の我が国において、「社会的に排除されている」と表現しう者の属性や、排除リスクを高める要因について、「社

会生活に関する実態調査」のデータを踏まえて、暫定的な形で明らかにする。

II 社会的排除論の展開

1 福祉国家とその機能

社会的排除概念を1974年に初めて用いたのはフランスのルノワールである[Lenoir 1974]。ここでは経済変動などを背景に貧困者、薬物中毒者、高齢者、障害者などの「被排除者」(Les Exclue)がフランス国民の10分の1にのぼっていること、予防よりも公的扶助による事後的な救済に偏っていることなどが指摘された[都留 2000, pp.15-16]。これは福祉政策・福祉国家への批判ともみることができる。

そもそも福祉国家とは、社会学的に言えば、産業化・近代化による基礎社会・基礎集団(家族と地域社会などの伝統的な紐帯で、中間集団ともいいかえられる)の解体を背景に、その機能を代替するために呼び出されたものである[富永 1988, pp.85-86]。例えば社会保険制度は、男性の安定雇用・十分な賃金や、安定した家族(特に性分業・核家族体制)とを前提に、非稼働期の所得保障や、医療などの必要を充足するものであった。このような福祉国家の弊害・矛盾に対する指摘は、社会的排除論以前から、さまざまな形で指摘されてきた。

2 福祉国家による社会的排除：二つの逆説

(1) 中間集団の解体

戦後の福祉国家は、特定の地域・社会集団が直面する失業や貧困を傍観してきたわけではない。

例えばアングロサクソン諸国では、産業の衰退した地域が深刻な失業や貧困に見舞われていること（その多くは人種・民族的なマイノリティである）が問題となった。1960年代以降に行われた大規模な政策的介入は、「失業・貧困に陥るのは、(労働市場の状態が悪いというよりは)彼らが勤労や努力を重んじない文化を内面化しているためである」とする文化的剥奪論・貧困の文化論に基づいていた。したがって、逸脱的な人々(アンダークラス²⁾)を、彼らの所属する中間集団の不適切な文化の影響から遠ざけるために、教育政策(補償教育・就学前教育)や住宅政策(スラム除去)が講じられることになる。

しかしその後、このような「逸脱的な中間集団が失業・貧困を招く」とする因果図式は批判されることになった。例えばイギリスの住宅政策では、スラム除去が、スラム内での職業紹介などの相互扶助ネットワークを解体し、機会喪失を招いたとの認識が広まった〔富岡 1992, p.522〕³⁾。また、ウィルソンは、1970-80年代のアメリカで、インナーシティから黒人中産階級・労働者階級が流出し、職業紹介や情報の社会的ネットワークが衰退したことなどが、残された人々の失業・貧困の深刻化につながったとする〔Wilson 1987=1999〕。

これらの指摘は、「(経済変動や)福祉国家の施策による中間集団の弱体化が、失業・貧困を招く」という因果図式に基づく。この図式は、近年の社会的排除論でも、「福祉国家自体や、社会学の失敗を原因とする排除」〔Giddens 2000=2003, p.119〕などの形で言及され、中間集団の解体・弱体化を背景に登場した福祉国家が、かえってそれを促進する逆説として認識されている。

(2) 公的扶助の役割の増大と市場

従来、若年者の標準的なライフコースは、教育から職業(正規就労)に移行し、そのことを通して福祉国家のメンバーシップ(社会的シティズンシップ、特に社会保険の受給権)を獲得するというものであった〔Jones 1992=2002, pp.48-49〕。しかし、このような福祉国家と労働市場との間の相互依存・補完関係は、脱工業化を背景に雇用の不安定化(単

純労働者やスキルの低い若年者の失業など)や家族の不安定化(母子世帯の増加)が生ずるにつれ、揺らぐことになる。

1970年代以降、公的扶助の受給者の増加が顕著となったが、それは本来、比較的少数の者が受給する例外的な制度との位置づけがなされていた。なぜなら、受給者の増加は、福祉国家の財政基盤である市場の機能を損なうとともに、受給者自身の労働市場からの排除を促し、社会的シティズンシップの獲得を妨げる(社会保険の受給権は、労働とそれによる拠出を行うことによって獲得される)ためである。このため、特に給付の長期間の受給、ないしは依存が、社会的排除の一つの様相としてとらえられるようになった⁴⁾。

以上で確認してきた、福祉国家によってもたらされる社会的排除が認識されるにつれ、福祉国家の問い直しや、メンバーシップから排除されてきた者を再びつなぎ止める動き(社会的包摂)が見られるようになった。そのための実践の類型を次節で見えていくことにする。

III 社会的排除への対策： 社会的包摂政策の類型

1 地域とコミュニティの再生への支援

ここでは、社会的排除対策を主要な政策課題に掲げたイギリスのブレア政権での実践を踏まえて議論を行うこととする。ブレア政権は、省庁を横断した組織である、社会的排除対策室(Social Exclusion Unit)を1997年に創設した。そこでは社会的排除の克服と社会的包摂の促進に向けたさまざまな取り組みが行われたが、「社会」(中間集団)の効用を理論的背景とするところは共通である⁵⁾。中間集団のネットワークは、失業・貧困の回避と関連がある、という議論は既に見た。しかし、経済の脱工業化・グローバル化の中では、安定した雇用が増えることや、国家が自らそれを創出・保障することは期待できない。そこで特に衰退地域の再生においては、コミュニティ(中間集団)が自らのための事業を企画し(=社会的起業)、(特に賃労働から排除された)人々が参画できる

「場」を提供することによって、人々のつながりを回復するとともに、治安の回復や、地域通貨などによる経済の活性化などの波及効果が生まれることが期待されている。

具体的には「パートナーシップ」(自治体・民間企業・コミュニティなど、さまざまな主体が対等に参加して構築する事業およびその主体)や、地域コミュニティ(ボランティアセクターやコミュニティセクターなど)に事業の諸権限を委ね、補助金⁶⁾を支出する方式が採用されている〔中島 2006, pp.26-28〕。

2 人的資本の形成支援—若年失業者対策とパートナーシップ方式

既に若年層の労働市場からの排除について言及したが、それは生育環境の不平等や教育達成の程度と関係するとされる。また、将来の見通しのつく職に就くことは、労働市場からの排除の回避(スキルの向上による)や福祉国家からの排除の回避(社会保険料の安定した拠出)にとって有益である。このため、ギデنز⁷⁾は社会的包摂策のあり方と関連して、単なる所得再分配を行う国家から、安定した就労を促進するために人的資本に投資する「社会投資国家」への再編を唱える〔Giddens 1998=1999, pp.196-197〕。

ブレア政権では、特に求職者給付を受給中の若者、義務教育終了後に無為に過ごしている若年無業者(NEET)に対して、強制的(非参加者の給付打ち切り)かつ個別的(パーソナル・アドバイザーによる継続的な面談)な働きかけが行われている。若年失業者対策としては、「若年者ニューディール」(New Deal for Young People: NDYP, 47 地域, 1998.4)が、若年無業者対策としては「コネクションズ」政策(2001年に本格実施)がある。これらの事業は、地方当局・雇い主・ボランティア団体などからなるパートナーシップ方式を取ることを特徴とする〔堀 2006, p.18〕。これに加えて若年者ニューディールにおいては、対象者は補助金付き雇用、教育・訓練の他に、環境保護に関する仕事やボランティアセクターでの仕事も選択可能であり、社会・地域への参加を促進する、社会的包摂施策の本質を体現したものといえよう。

3 公的扶助改革—子どもに重点をおいた現役世代向け所得保障の充実

貧困の罫・失業の罫を伴う公的扶助が招く、労働市場からの排除の回避策としては、給付の厳格化や減額がありうる。しかし、その結果ついた仕事が低賃金であると、彼らの子どもが貧困に陥ることになる。事実、ウォーカーらなど CPAG(児童貧困行動グループ)の研究者は「子ども期の貧困が社会的排除の原因となる」と主張しており、ブレア政権は「子どもの貧困を2020年までに撲滅する」ことを掲げた〔榎原 2005, p.626〕。

その結果、現役世代(特に子育て世帯)に対する、非正規雇用・低所得を前提とした所得保障と、就労インセンティブを両立した、還付付き税額控除が導入された。WFTC(勤労所得税額控除, 1999年10月導入)⁷⁾以降の還付付き税額控除は、子どものいる低所得者の所得と免税点との差額の一部を給付する、「負の所得税」的な制度となっている。2003年4月からは、勤労世帯・不労世帯を問わない児童税額控除(CTC: Child Tax Credit)、および子どもの有無を問わず、低所得の勤労世帯を対象とした勤労税額控除(WTC)へと改革が行われ、現在に至っている。

IV 我が国の社会的排除をいかにしてとらえるか

1 社会的排除の概念図式

以上で、欧州を中心とする社会的排除論の展開と、社会的包摂政策の類型について説明した。では、ある個人/集団の社会的排除を、我々はいかにして認識できるのだろうか。バーグマンは社会的排除と関係する概念を、「所得—多次元性」(対象者の生活を所得によって間接的に把握するか、諸領域を直接的に観察するか)、「静態的な結果—動態的な過程」(対象者の生活を一時点でのみ把

表1 貧困と社会的排除の概念図式

	静態的な結果	動態的な過程
所得	貧困	貧困化 (Impoverishment)
多次元性	相対的剥奪	社会的排除

出典) Bergman [1995, p.21]

表2 社会的排除と関連する指標

	全体の%	標本数
福祉国家からの排除		
社会保険(年金または医療保険)への未加入者	10.3	60
所得・消費からの排除		
相対的貧困(等価世帯所得の中央値の50%以下)	15.1	69
食料購入からの排除(過去1年間に金銭的理由で食料が買えなかった経験あり)	10.3	60
居住における排除(過去1年間に家賃の滞納経験があるか、住環境・設備(家族専用のトイレ・家族専用の台所・家族専用の浴室・家族専用の洗面所・食寝分離・複数の寝室)において3項目以上、経済的理由から剥奪されている者)	7.7	45
家財・家電の排除(テレビ・冷蔵庫・電子レンジ・冷暖房機器・湯沸器・電話機・携帯電話・ビデオデッキ・ステレオまたはラジカセ・パソコン・礼服・スーツ・家族全員に十分なふとんのうち、1項目以上、経済的理由から剥奪されている者)	13.4	78
社会/中間集団からの排除		
サポートネットワークからの排除(病気の時の世話/1人でできない家事の手伝い/転職・転居・結婚などの人生の相談/配偶者/家族内でのトラブル相談/寂しいときの話し相手/子どもや老親の世話において、同居の家族以外の頼れる人が3項目以上剥奪されている者)	19.5	114
地域での活動からの排除(町内会・子供会・老人会・婦人会・PTA、ボランティア、趣味やスポーツの活動のいずれかから剥奪されている者(関心がないを除く))	20.3	118

握するか、複数の時点間の動態で把握するか)という基準によって図式化する〔Berghman 1995, p.21〕(表1)。具体的には、静態的—所得による認識を「貧困」、動態的—所得による認識を「貧困化」、静態的—多次元的な認識を「相対的剥奪」⁸⁾、動態的—多次元的な認識を「社会的排除」とする。

では、多次元的・動態的な認識にはどのようなメリットがあるのだろうか。

第一に、生活の諸領域(=多次元)を直接的に観察することによって、社会の影響・強制によって消費が強制される/切り詰められる品目・領域を特定できる。例えばタウンゼントは、栄養に乏しくとも、社会とのつながりを維持するため、必要度が高い品目(茶など)があると指摘する〔Townsend 1974=1977, p.35〕。昨今、食費を切り詰めてでも携帯電話を保有する者も多いことを想起するとより分かりやすいだろう。

第二に、複数の時点間の動態を観察することによって、貧困・失業・剥奪が一時的な経験にすぎ

ないのか、継続・固定した深刻な状態なのかが特定できる。また、共変する二つの事象(例えば所得と婚姻状態)の因果関係の特定も可能になる。なお、同一対象への継続的調査(パネル調査)の実施には、予算や労力などの制約があるが、海外の貧困調査では、数十年間の歴史がある。

2 社会的排除と関連する指標の選択

本稿では、「社会生活に関する実態調査」⁹⁾を用い、我が国における社会的排除の実態にアプローチする。本調査は、所得・消費・社会参加・社会保険の加入状況など、生活のさまざまな側面をカバーする。また、回答者本人に限定されるものの、ライフイベントに関する回顧データ(就職・離職・結婚など)をも含むことで、社会的排除の「動態」についても一定程度目配りしている。

そこで、本稿前半での議論を踏まえて、社会的排除と関連する領域として以下の三つを設定した。

①福祉国家からの排除

②経済活動からの排除

③社会/中間集団からの排除

その上で、以上の三つの領域について、回答者の基本的な属性(性別・年齢・学歴・就労形態¹⁰)・現在の婚姻状態)及びライフイベント(非自発的失業の経験・離婚の経験・15歳時の家族形態・15歳時の暮らし向き)、回答世帯の属性(単身世帯・非稼働世帯・有子世帯・多子世帯・母子世帯・生活保護受給世帯・障害年金受給世帯)とクロス集計を行った。さらに、これらの変数をコントロールして、それぞれの影響力をみるために、二項ロジスティック回帰分析を全年齢と50歳以下とに分けて行った。

なお、指標の選択に当たっては二つの先行研究を参考にした。第一に、阿部[2006]では、相対的剥奪指標の選定時に考慮すべき点が、先行研究を踏まえて、三つ掲げられている。そこで要請されたのは、「恣意性の排除」(必要に関する社会・文化的相違や研究者の主観が入り込まないよう、回答者の過半数が絶対的な必要性を認めた指標のみをリストに加えること)、「強制された欠如と選好による欠如の区別」(ある品目を所有していないことが、持つことができない((経済力の低さなどの)強制された欠如)のか、持ちたくない(個人の選好)なのかを調査票上で区別するべきこと)、「項目の重要性の考慮」(項目の重要度の相違を示すために、各項目のダミー変数を普及率で重み付けし、全項目の普及率の和で除すること)である。

本稿で用いる設問のうち、消費に関するそれは、「欲しいが経済的に買えない」という「強制された欠如」を示す選択肢があるので、これを使用する。この場合、間接的ではあるが、所得の多寡や富裕度が排除の度合いに影響するものと想定できよう。一方、「恣意性の排除」「項目の重要性の考慮」については、直接的な形では行っておらず、今後の課題となる。

第二に、平岡[2001]に従って、「該当する」ケースが10～20%程度になるように、カテゴリの変更、ないしはカットポイントの措置を行って2値変数に変更した。

以上の手続きを踏まえた指標は、表2の通りで

ある¹¹)。

「社会保険からの排除」は、稼得・抛出することで得られる福祉国家のメンバーシップのことを想定しており、年金または医療保険への未加入を指す¹²)。

「相対的貧困」は、本稿では等価世帯所得の中央値(276万円)の50%以下と定義した。これに該当するのは69ケース(457名中15.1%)である。

「食料購入における排除」は、生物的な意味での生存にも事欠く、絶対的貧困状態にある状態を想定している。

「居住における排除」は、住居の喪失リスク(家賃の滞納)と、住居内のアメニティの劣悪さの双方を考慮した。

「家財・家電における排除」において用いたのは、普及率が比較的高い品目である。このため、経済的理由から買えないとした者は、ほとんどの品目において3%以下と極めて少ない(パソコンでも8.0%に過ぎない)。

「サポートネットワークにおける排除」は、病気の時の世話、人生相談など、他人から援助を受ける場面において、家族以外の頼れる人がいない場合を想定している。

「地域での活動における排除」は、これとは逆に、能動的に参加する活動であり、参加が義務づけられる面がある活動(町内会・子供会・老人会・婦人会・PTA)、自発的に他者への貢献を行う活動(ボランティア・社会奉仕活動)、余暇の活動(趣味やスポーツの活動)のいずれかからも排除されている場合を想定している。なお、この設問については、参加の意思があるものの、健康・経済・仕事などの制約から参加に至っていない者を集計している。

V 排除されているのは誰か？

1 世帯属性からのアプローチ

ここでは、排除を受けやすいと思われる世帯類型として、クロス表(表3)より、単身世帯、非稼働世帯、有子世帯(18歳未満の子のいる世帯)、多子世帯(18歳未満の子が3人以上いる世帯)、母

表3 社会的排除に関するクロス表

		福祉国家のメンバースhip				経済的側面										社会的側面						
		社会保険(年金・医療)からの排除				相対的貧困		食料購入からの排除		居住における排除		家財・家電の排除		サポートネットワークからの排除		地域での活動からの排除						
		%	標本数			%	標本数	%	標本数	%	標本数	%	標本数	%	標本数	%	標本数					
総計		10.3	60		15.1	69	10.3	60	7.7	45	13.4	78	19.5	114	20.3	118						
性別	男性	11.0	32	n.s.	15.5	35	n.s.	13.8	40	**	11.4	33	**	14.8	43	n.s.	24.5	71	**	23.3	67	+
	女性	9.5	28		14.7	34		6.8	20		4.1	12		11.9	35		14.6	43		17.5	51	
年齢	20代	13.3	13	+	15.9	13	***	8.2	8	n.s.	6.1	9	n.s.	12.2	12	n.s.	20.4	20	n.s.	19.4	19	n.s.
	30代	7.1	8		6.7	6		7.1	8		4.5	5		17.0	19		17.0	19		18.2	20	
	40代	4.6	4		1.5	1		10.3	9		9.2	8		13.8	12		18.4	16		13.8	12	
	50代	7.0	7		5.6	4		7.0	7		13.0	13		12.0	12		26.0	26		20.2	20	
	60代	15.8	15		24.7	18		16.8	16		7.4	7		15.8	15		23.2	22		20.0	19	
	70代以上	14.1	13		35.1	27		13.0	12		6.5	6		8.7	8		12.0	11		30.8	28	
学歴	中学	18.9	18	**	31.6	24	***	24.2	23	***	17.9	17	***	22.1	21	*	24.2	23	n.s.	37.6	35	***
	高校	9.7	18		13.1	19		8.6	16		7.6	14		15.1	28		20.5	38		15.2	28	
	短大・高専・専門	6.8	10		8.5	9		6.8	10		5.4	8		10.2	15		18.4	27		13.7	20	
	大学以上	3.6	5		9.2	11		5.8	8		3.6	5		8.7	12		18.1	25		18.8	26	
世帯所得	高	3.9	6	***			2.6	4	***	3.9	6	*	5.9	9	***	13.7	21	*	13.2	20	***	
	中低	7.2	11				7.8	12		7.2	11		12.4	18		17.6	27		14.5	22		
就労形態	あり	16.6	25				19.2	29		13.2	20		24.5	37		25.2	38		33.8	51		
	正規就労	3.3	6	**	2.1	3	***	4.9	9	*	5.4	10	+	8.7	16	**	17.4	32	n.s.	14.8	27	***
	非正規就労	8.9	9		7.0	5		14.9	15		13.9	14		22.8	23		23.8	24		16.0	16	
	自営・自由業・非就労	14.1	10		2.1	1		11.3	8		9.9	7		8.5	6		22.5	16		11.3	8	
現在の婚姻状態	あり	15.5	34		31.4	59		12.3	27		6.4	14		14.1	31		18.2	40		29.7	65	
	結婚している	6.6	24	**	11.9	35	*	9.7	35	n.s.	5.3	19	**	9.4	34	***	17.2	62	*	18.3	66	n.s.
非自発的失業の経験	あり	13.7	25		20.9	31		11.5	21		13.2	24		20.9	38		26.4	48		19.3	35	
	あり	13.8	9	n.s.	16.4	9	n.s.	18.5	12	*	24.6	16	***	29.2	19	***	36.9	24	***	35.4	23	**
離婚の経験	あり	21.4	9	*	13.9	5	n.s.	21.4	9	*	28.6	12	***	26.2	11	*	26.2	11	n.s.	26.2	11	n.s.
	あり	21.4	9	*	13.9	5	n.s.	21.4	9	*	28.6	12	***	26.2	11	*	26.2	11	n.s.	26.2	11	n.s.
15歳時の家族形態	核家族	8.8	33	*	13.4	41	*	11.1	42	+	8.8	33	n.s.	13.8	52	n.s.	20.4	77	n.s.	19.8	74	n.s.
	ひとり親世帯	7.4	2		15.0	3		3.7	1		3.7	1		18.5	5		22.2	6		14.8	4	
	三世帯世帯	7.6	10		13.1	13		5.3	7		4.5	6		10.6	14		15.9	21		15.9	21	
	その他	24.3	9		33.3	9		16.2	6		13.5	5		10.8	4		21.6	8		33.3	12	
15歳時の暮らし向き	大変苦しい	12.3	8	n.s.	23.6	13	n.s.	26.2	17	***	20.0	13	***	26.2	17	***	33.8	22	*	23.1	15	n.s.
	やや苦しい	14.4	16		14.8	13		15.3	17		16.2	18		24.3	27		23.4	26		18.9	21	
	普通	8.7	26		14.8	33		6.0	18		4.0	12		8.7	26		16.4	49		20.9	62	
	ややゆとりがある	6.0	5		8.2	6		6.0	5		2.4	2		6.0	5		15.5	13		15.9	13	
	大変ゆとりがある	6.3	1		14.3	2		6.3	1		0.0	0		12.5	2		18.8	3		12.5	2	
世帯構成	単身世帯(男性単身)	14.5	16	+	26.4	24	**	16.4	18	*	19.1	21	***	26.4	29	***	32.7	36	***	26.6	29	+
	(女性単身)	19.0	12	*	26.9	14	**	25.4	16	**	28.6	18	***	31.7	20	***	41.3	26	**	33.9	21	*
	(女性単身)	8.5	4	n.s.	25.6	10	*	4.3	2	n.s.	6.4	3	n.s.	19.1	9	+	21.3	10	n.s.	17.0	8	n.s.
	非稼働世帯	21.3	27	***	49.5	50	***	15.0	19	*	8.7	11	n.s.	20.5	26	**	22.8	29	n.s.	33.6	42	***
	18歳未満の子のいる世帯	7.2	10	n.s.	8.8	10	*	7.2	10	n.s.	5.1	7	n.s.	10.9	15	n.s.	17.4	24	n.s.	20.3	28	n.s.
	母子世帯	0.0	0	n.s.	1.5	1	n.s.	9.1	1	n.s.	9.1	1	n.s.	9.1	1	n.s.	9.1	1	n.s.	18.2	2	n.s.
	母子世帯	50.0	2	**	66.7	2	*	0.0	0	n.s.	0.0	0	n.s.	100.0	4	***	0.0	0	n.s.	0.0	0	n.s.
	生活保護受給世帯	83.3	5	***	20.0	1	n.s.	16.7	1	n.s.	33.3	2	*	100.0	6	***	33.3	2	n.s.	50.0	3	+
障害年金受給世帯	44.4	4	**	44.4	4	*	22.2	2	n.s.	22.2	2	n.s.	22.2	2	n.s.	11.1	1	n.s.	66.7	6	**	

注) ***: p<.001, **: p<.01, *: p<.05, +: p<.10, n.s.: not significant

子世帯、生活保護受給世帯、障害年金受給世帯を取り上げて検討する。

第一に、単身世帯はあらゆる領域において、排除のリスクが有意に高い。さらに男女別に分けると、女性単身世帯は(いくつかの領域を除いて)有意とはならず、主に男性単身世帯に排除リスクが集中していることが明らかになった。

第二に、非稼働世帯は、多くの領域において排除のリスクが有意に高いが、居住における排除とサポートネットワークにおける排除については有意とならなかった。非稼働世帯の世帯主の多くが60代以上の高齢者であり、持ち家率が高く、行政や地域の支援サービスに接する機会が高いことと関係していると思われる。

第三に、有子世帯と多子世帯を見ると、有子世帯の相対的貧困において、排除リスクが低い以外は、統計的に有意な指標は見られなかった。一般に、多子は貧困の原因となると言われるにもかかわらず、本稿の範囲ではそのような現象は見当たらない。有効ケース数が少ないことが関係している可能性がある。

第四に、特定カテゴリを対象とした給付を受けている者は、有効ケース数が少なく、母集団の推定は難しい。母子世帯は4ケースであり、すべてが児童扶養手当を受給している。生活保護受給

世帯は6ケースであり、うち2ケースが児童扶養手当を受給する母子世帯、1ケースが障害年金の受給世帯である。障害年金受給世帯は9ケースである。図1を見ると明らかなように、これら三つの受給者はある程度重なっている。また、これらの世帯の一部は、過去1年間にライフラインの停止や家賃の滞納といった極度の排除・剥奪を経験していることも見逃してはならないだろう。

2 ライフイベントを考慮した分析

(1) 社会保険からの排除

以下、クロス集計(表3)とロジスティック回帰分析の結果(表4(全年齢)・表5(50代以下))とを見比べながら、排除されやすい属性を検討したい。

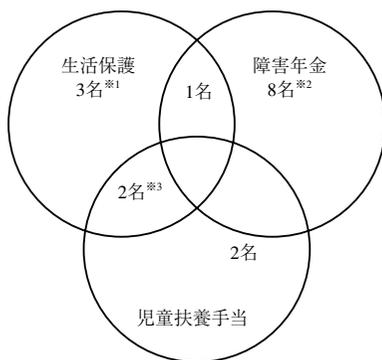
正規就労者は排除されにくく、低学歴者(中卒者及び高卒者)が排除されやすいという、ごく自然な結果が得られた。50代以下に限定した場合、女性や既婚者は排除されにくい一方、関連は弱いながらも、18歳未満の子のいる世帯は排除されやすい。なお、15歳時の家族形態や暮らし向き、非自発的失業の経験といったライフイベントは有意ではない。

(2) 相対的貧困

相対的貧困(所得貧困)に陥っている者の多くは、高齢の、本人が非就労(働いている人間がいない世帯も同様)のケースである。逆に全体では、就労形態を問わず、本人が就労中であると、排除されにくい。50代以下に限定した場合、女性や既婚者は排除されにくく、ひとり親世帯や三世帯世帯の出身者は排除を受けやすい。これらのことは、我が国において相対的貧困に陥ることと、市場や家族から排除されることとの間に密接な関係があることを示唆している。

(3) 消費(食料購入/居住/家財・家電)からの排除

これら三つの指標について全年齢で見ると、排除されやすい属性について、相違点よりも共通の傾向が見いだせる。例えば、男性、15歳時の暮らし向きが悪い者、中卒者、単身世帯、非自発的失



- 注) ※1 うち1名が水道電気ガス電話の停止経験あり
 ※2 うち1名が家賃の滞納・水道電気ガス電話そのほかの停止経験あり、1名が家賃の滞納経験あり
 ※3 うち1名は電気ガスの停止経験あり

図1 生活保護・児童扶養手当・障害年金の受給者

表4 社会的排除に関するロジスティック回帰分析(全年齢)

		福祉国家のメンバーシップ		経済的側面								社会的側面			
		社会保険(年金・医療)からの排除		相対的貧困		食料購入からの排除		居住における排除		家財・家電の排除		サポートネットワークからの排除		地域での活動からの排除	
		回帰係数	オッズ比	回帰係数	オッズ比	回帰係数	オッズ比	回帰係数	オッズ比	回帰係数	オッズ比	回帰係数	オッズ比	回帰係数	オッズ比
性別		-0.326	0.722	-0.250	0.779	-0.821*	0.440	-1.227*	0.293	-0.616+	0.540	-0.601*	0.548	-0.651*	0.52
年齢	(20代)	基準		基準		基準		基準		基準		基準		基準	
	30代	-0.901	0.406	-0.858	0.424	0.093	1.097	-0.419	0.658	0.608	1.837	-0.225	0.798	0.050	1.051
	40代	-1.010	0.364	-1.537	0.215	0.617	1.853	-0.163	0.849	0.237	1.268	-0.192	0.825	-0.462	0.630
	50代	-1.066	0.344	-0.485	0.616	-0.929	0.395	-0.194	0.824	-0.582	0.559	0.336	1.399	0.374	1.454
	60代	-0.962	0.382	0.157	1.170	-0.469	0.626	-1.705*	0.182	-0.787	0.455	-0.178	0.837	-0.688	0.503
	70代以上	-1.624*	0.197	0.687	1.989	-1.019	0.361	-1.402	0.246	-1.337+	0.263	-1.103+	0.332	-0.192	0.825
学歴	中学	1.627*	5.089	-0.066	0.936	1.976**	7.212	2.112**	8.267	1.695**	5.447	0.520	1.682	0.732+	2.080
	高校	1.130+	3.096	-0.400	0.670	0.697	2.008	0.959	2.609	0.920*	2.509	0.141	1.152	-0.184	0.832
	短大・高専・専門(大学以上)	0.461	1.585	0.152	1.164	0.649	1.914	0.298	1.347	0.276	1.317	0.155	1.168	-0.496	0.609
		基準		基準		基準		基準		基準		基準		基準	
就労形態	正規就労	-1.622**	0.197	-3.023**	0.049	-1.164*	0.312	-0.543	0.581	-0.663	0.515	-0.577	0.561	-0.767*	0.464
	非正規就労	-0.777	0.460	-1.324**	0.197	0.270	1.310	0.763	2.144	0.468	1.596	-0.175	0.840	-0.596	0.550
	自営・自由業	0.231	1.260	-2.524*	0.080	-0.379	0.684	0.443	1.557	-0.418	0.658	0.040	1.041	-1.174*	0.309
	(非就労)	基準		基準		基準		基準		基準		基準		基準	
現在の婚姻状態		-0.797	0.451	-0.982+	0.375	0.844	2.327	0.464	1.591	-0.067	0.935	-0.084	0.919	0.481	1.618
非自発的失業の経験		0.518	1.678	-0.147	0.863	0.439	1.551	1.462**	4.314	0.977*	2.656	0.803*	2.232	1.036**	2.817
離婚の経験		0.299	1.349	-0.618	0.539	0.350	1.418	0.771	2.162	0.098	1.103	-0.305	0.737	0.231	1.260
単身世帯		0.232	1.261	0.382	1.465	1.353*	3.870	1.886**	6.594	1.224**	3.399	0.909*	2.482	0.685	1.984
有子世帯		0.097	1.102	0.496	1.642	-0.634	0.531	-0.082	0.922	-0.341	0.711	0.068	1.070	0.508	1.662
15歳時の家族形態	(核家族)	基準		基準		基準		基準		基準		基準		基準	
	ひとり親世帯	-0.272	0.762	0.264	1.303	-19.274	0.000	-1.202	0.301	0.128	1.137	-0.306	0.736	-0.246	0.782
	三世帯世帯	-0.319	0.727	0.491	1.635	-0.438	0.646	-0.378	0.685	-0.144	0.866	-0.318	0.727	-0.476	0.621
	その他	0.342	1.408	-0.373	0.689	-0.208	0.812	-0.332	0.717	-0.716	0.489	-0.098	0.907	-0.323	0.724
15歳時の暮らし向き		-0.820	0.921	-0.299	0.741	-0.383*	0.682	-0.612**	0.542	-0.340*	0.711	-0.244+	0.783	0.830	1.086
(定数)		-1.239	0.290	0.611	1.842	-1.877+	0.153	-1.878	0.153	-1.388	0.250	-0.381	0.683	-1.523*	0.218

注) 1) ***: p<.001, **: p<.01, *: p<.05, +: p<.10

2) 「性別」は男性に対する女性のオッズ比, 「現在の婚姻状態」は、結婚していない者に対する結婚している者のオッズ比。「非自発的失業の経験」は、経験のない者に対する経験のある者のオッズ比, 「単身世帯」については、単身でない者に対する単身の者のオッズ比, 「15歳時の暮らし向き」は暮らし向き1段階上昇のオッズ比として算出した。

業の経験者が排除されやすい。しかし、現在の就労形態については、食料について正規就労が排除されにくい以外は、特に有意ではない。

50代以下に限定した場合も同様の傾向が見られるが、食料購入については非自発的失業の経験が、家財・家電については女性と中卒者が、それぞれ有意ではない。

以上から、15歳時の暮らし向きが、高等教育への進学・教育達成に影響を与え、そのことが比較的待遇のよい職に就けるかどうかを規定する、というシナリオが示唆される。

(4) サポートネットワークからの排除/ (5) 地域での活動からの排除

これら二つの排除は、中間集団とのつながりという点で共通するので、まとめて検討する。

サポートネットワークからの排除については、全体では、非自発的失業の経験者、および単身世帯が排除されやすく、15歳時の暮らし向きが高い者、女性、70代がそれぞれ排除されにくい。

地域での活動からの排除については、全体では、中卒者、非自発的失業の経験者が排除されやすく、女性、正規就労者、自営・自由業者が排除されにくい。50代以下に限定した場合、既婚者と非自発的失業の経験者が排除されやすく、女性、正規就労者、自由/自営業者が排除されにくい。このよう

表5 社会的排除に関するロジスティック回帰分析(50代以下)

		福祉国家のメンバーシップ		経済的側面								社会的側面			
		社会保険(年金・医療)からの排除		相対的貧困		食料購入からの排除		居住における排除		家財・家電の排除		サポートネットワークからの排除		地域での活動からの排除	
		回帰係数	オッズ比	回帰係数	オッズ比	回帰係数	オッズ比	回帰係数	オッズ比	回帰係数	オッズ比	回帰係数	オッズ比	回帰係数	オッズ比
性別		-1.213*	0.297	-2.092**	0.123	-1.249*	0.287	-1.277*	0.279	-0.077	0.926	-0.670*	0.512	-1.039*	0.354
学歴	中学	2.157*	8.644	2.123+	8.353	3.085*	21.877	2.843**	17.163	0.868	2.381	-0.037	0.963	0.762	2.142
	高校	1.223+	3.399	-0.174	0.841	2.906**	18.291	1.574*	4.824	1.163*	3.198	0.375	1.454	-0.057	0.945
	短大・高専・専門(大学以上)	0.910	2.483	0.315	1.370	2.574*	13.113	0.965	2.625	0.237	1.268	0.416	1.516	-0.352	0.704
就労形態	正規就労	-2.098**	0.123	-4.100***	0.017	-0.635	0.530	-0.784	0.456	-0.416	0.660	-1.630	0.849	-0.921*	0.398
	非正規就労	-0.809	0.445	-2.030*	0.131	0.924	2.520	0.418	1.519	0.612	1.845	0.267	1.306	-0.464	0.628
	自営・自由業(非就労)	-0.244	0.784	-21.687	0.000	-0.138	0.871	-0.143	0.867	-0.098	0.907	0.689	1.992	-1.154+	0.315
現在の婚姻状態		-2.155**	0.116	-1.776*	0.169	0.625	1.868	0.603	1.828	-0.628	0.534	0.346	1.413	1.118*	3.059
非自発的失業の経験		-0.092	0.913	-0.180	0.836	0.107	1.113	1.152*	3.164	1.169*	3.218	1.066**	2.903	0.917*	2.503
離婚の経験		-0.973	0.378	-19.035	0.000	-0.841	0.431	-0.216	0.806	0.313	1.368	-0.126	0.881	0.101	1.106
単身世帯		-0.028	0.972	-0.710	0.492	1.614*	5.025	1.678*	5.353	1.540**	4.665	1.020*	2.774	0.610	1.841
有子世帯		1.214+	3.367	0.419	1.521	0.200	1.221	-0.366	0.694	0.621	1.860	-0.182	0.833	0.160	1.174
15歳時の家族形態	(核家族)	基準		基準		基準		基準		基準		基準		基準	
	ひとり親世帯	-18.667	0.000	2.303+	10.004	-19.288	0.000	-19.193	0.000	-1.477	0.228	0.164	1.178	-0.268	0.765
	三世帯世帯	-0.177	0.838	2.037**	7.670	-0.096	0.908	-0.718	0.488	0.204	1.226	-0.085	0.919	-0.340	0.712
	その他	1.320	3.742	1.209	3.350	0.355	1.426	-0.555	0.574	-0.572	0.565	-0.807	0.446	-0.517	0.596
15歳時の暮らし向き		-0.171	0.843	0.448	1.565	-0.484+	0.616	-0.590*	0.554	-0.472*	0.624	-0.231	0.793	0.152	1.164
(定数)		-0.844		-0.912		-3.755*	0.023	-1.991	0.137	-1.598	0.202	-1.180	0.307	-1.846*	0.158

注) 1) ***: $p < .001$, **: $p < .01$, *: $p < .05$, +: $p < .10$

2) 「性別」は男性に対する女性のオッズ比, 「現在の婚姻状態」は, 結婚していない者に対する結婚している者のオッズ比。「非自発的失業の経験」は, 経験のない者に対する経験のある者のオッズ比, 「単身世帯」については, 単身でない者に対する単身の者のオッズ比, 「15歳時の暮らし向き」は暮らし向き1段階上昇のオッズ比として算出した。

に, 全体と50代以下とでは異なる結果が出ているが, 50代以下に限定した場合, 既婚者が排除されやすいのは興味深い。これは結婚することによって, 外で費やすことのできる時間に制約が生まれたか, あるいは私生活重視で地域とのつながりに重きを置かなくなる傾向がある, 等々の解釈が可能であるが, これ以上の検証は今後の課題となる。

ところで, 非自発的失業の経験者は, サポートネットワーク, 地域での活動の双方から排除されやすい。このことをめぐる因果関係は, 二つの方向から考えることが可能である。第一に, 失業は, 職探しのために地域とのつながりを切断してしまう(就職を契機に移り住んだ地域で, あらたなネットワークの構築が必要となる)。第二に, 人生の岐路において物心両面, あるいは知識やノウハウなどのサポートが得られない人が, 非自発的失業の

リスクに直面する, という解釈も可能である。どちらの解釈の方が妥当であるか, 本稿の範囲では不明であるが, もし後者であれば, 中間集団の役割を重視する社会的排除——包摂をめぐる議論と整合的となるだろう。

VI 結論

以上での分析を踏まえて, 若干の政策的インプリケーションを述べることにしたい。

排除リスクについての分析によれば, 15歳時の経済状況(恵まれない環境)が, 学歴(低学歴)に影響を与え, そのことが得られる職(不安定・低賃金)に影響を与えるという図式が浮き彫りになった。また, 排除されやすい属性として, 単身者(特に男性)が指摘できる。彼らの排除リスクは, 福祉国家, 経済, 社会の三領域すべてについて高いこ

とが明らかになった。単身者の多くは50代以下の就労者であるが、もしもの時の支えにおいて脆弱である(そもそも支えがないがために失業リスクが高いともいえる)。

それでは、我が国において、どのような社会的排除対策が必要とされるのか。IIIでは各国の社会的排除対策をみたが、それは①地域・コミュニティの再生、②人的資本の形成支援、③公的扶助改革に大別される。本稿のもとになる分析の範囲では、①の必要については詳細に論ずることはできないが、若年層や(特に単身の)稼働年齢層の排除を予防するために、②と③と関連した施策の充実是不可欠だと思われる。②についていえば、各国では、家庭環境・資源の不平等に起因する排除を防止するために、義務教育終了後の若者に対する教育訓練や、義務教育在学時からの個別のカウンセリングが重視されている。我が国の社会保障給付費に占める高齢者関係給付費比率は7割を超えるが(国立社会保障・人口問題研究所 2006, p.16)、特に若年層に対する(高等)教育の機会保障が現在以上に要請されるであろう。

また、③については、各国では公的扶助改革などを通して(現役層に対する)教育機会と所得の保障が実施されてきたものの、我が国では必ずしも十分とはいえない。例えば生活保護は、2005年度から自立支援プログラムの策定が全国レベルで開始された。ただし、稼働層の比率は12%程度であり、むしろ制度の外部にいる高リスク層への施策の充実が必要となるだろう。

なお、本稿が依拠したデータは、住民基本台帳からの無作為抽出によって得られたため、母子世帯、生活保護受給者、居住不安定者(ホームレス)のサンプルが少ない/得られない、という限界があった。しかしながら、その少数のサンプルからは、彼らの一部が極度の排除に直面していることが明らかになった。今後社会的排除の実態をより詳しく把握できるような調査方法を模索しなければならないだろう。

注

- 1) これらに加えて、消費や、政治(参政権など)におけるメンバーシップについての議論も可能であ

る。社会的排除——包摂論の展開と概念の詳細については、菊地[2007]を参照。

- 2) アンダークラスとは、ミュルダールが、脱工業化によって構造的に発生する失業者・不完全就業者を指す言葉としてはじめて用いた〔Myrdal 1962=1964, p.57〕。しかしその後は文化的剥奪・貧困の文化論と結びつけられる形で、福祉への依存者を非難する概念として多用された。レヴィタスは、1990年代以降のイギリスの社会的排除論の中で、アンダークラス言説(MUD: Moral Underclass Discourse)が政策形成に与えた影響は大きかったとする〔Levitas 2005〕。
- 3) パットナムは、アメリカでのスラム除去政策についても同様の結果(ソーシャル・キャピタルの減少)を招いたとしている〔Putnam 1995=2004, p.75〕。
- 4) 給付への依存や、給付による貧困の罨・失業の罨は、アンダークラス論の一つの焦点である。
- 5) 例えば、パットナムのソーシャル・キャピタル論もその根拠の一つである〔Putnam 1993=2001, 1995=2004〕。
- 6) 政府からの補助金を伴う地域コミュニティ・都市の再生政策は、保守党時代からのものを含めて複数ある。例えば、近隣地区再生のための全国戦略(National Strategy for Neighbourhood Renewal: NSNR)が実施され、全国88地域の再生を目的に、パートナーシップに対して補助金を支給する近隣再生基金(Neighbourhood Renewal Fund, 2001-)などが挙げられる〔堀田 2005, p.199 ; 中島 2006, pp.27-28〕。
- 7) 2003年にWFTCから勤労税額控除(WTC)へと制度改正が行われ、子どものいないワーキング・プアも給付対象となった。
- 8) タウンゼントの相対的剥奪論(relative deprivation)〔Townsend 1979〕は、所得(生活資源)の欠如と、広く社会一般に共有される生活様式を構成する活動(社会参加、政治参加、消費)の剥奪との相関関係を問う。その上で、12の生活領域に属する60の剥奪指標を選定し、1項目の剥奪につき1点を与える形で加算していく。その上で得られた剥奪得点と所得との相関をグラフで示し、閾値(threshold, 広く社会一般に共有される生活様式が営めなくなる点)を求める。この点は、政策的介入を行う基準・根拠となる、一種の貧困線であり、現行の公的扶助基準の低劣さを示し、その是正を求める政策的インプリケーションをもつことになる。これは、福祉国家自体の逆機能に注目するというよりは、福祉国家の理想がいまだ実現していないことを問題視したものであると言った方が適切であろう。
- 9) 厚生労働科学研究費補助金政策科学推進研究事業「日本の社会保障制度における社会的包摂(ソーシャル・インクルージョン)効果の研究」(主任研究者:阿部彩)の一環として、東京近郊の大

- 都市X市の複数の地域を対象に、住民基本台帳から成人男女1,600人を無作為抽出して質問紙法によって行った(有効回答数は584, 回答率36.5%, 2006年2月に実施)。
- 10) 経済的側面における排除を、就労そのものではなく、所得と消費から測定している。ライフコース要因(子どもの頃の経済状況, 学歴など)とのコントロールを行うために、説明変数とした。
 - 11) これらの指標間の相関係数を求めたところ、高くとも0.3程度であり、極めて相関が弱いことが分かった。
 - 12) なお、個人年金や民間医療保険の加入状況も問うているが、公的年金・医療保険に未加入で、それらの保険のみに加入している者はいなかった。
- 参考文献**
- 阿部 彩(2006)「相対的剥奪の実態と分析——日本のマイクロデータを用いた実証研究」社会政策学会編『社会政策における福祉と就労』法律文化社, pp.251-275。
- 檜原 朗(2005)『イギリス社会保障の史的研究V——20世紀末から21世紀へ』法律文化社。
- 菊地英明(2007)『『社会的排除と包摂』とは何か—概念整理の試み』日本ソーシャルインクルージョン推進会議編『ソーシャル・インクルージョン——格差社会への処方箋』中央法規出版, pp.182-202。
- 国立社会保障・人口問題研究所(2006)『平成16年度社会保障給付費』。
- 都留民子(2000)『フランスの貧困と社会保護——参入最低限所得(RMI)への途とその経験』法律文化社。
- 富岡次郎(1992)『イギリスにおける移民労働者の住宅問題』明石書店。
- 富永健一(1988)『日本産業社会の転機』東京大学出版会。
- 中島恵理(2004)「英国での歴史的背景とソーシャルエコノミーの考え方」炭谷茂・大山博・細内信孝編著『ソーシャルインクルージョンと社会起業の役割——地域福祉計画推進のために』ぎょうせい, pp.18-41。
- 平岡公一(2001)「相対的剥奪指標の開発と適用」平岡公一編『高齢期と社会的不平等』東京大学出版会, pp.153-173。
- 堀有喜衣(2006)「イギリスのキャリア教育と就業支援」小杉礼子・堀有喜衣編『キャリア教育と就業支援——フリーター・ニート対策の国際比較』勁草書房。
- 堀田祐三子(2005)『イギリス住宅政策と非営利組織』日本経済評論社。
- Berghman, Jos (1995) “Social exclusion in Europe: policy contest and analytical framework”, in Room, Graham ed., *Beyond the Threshold: the Measurement and Analysis of Social Exclusion*, Bristol: Policy Press, pp. 10-28.
- Giddens, Anthony (1998) *The Third Way: The Renewal of Social Democracy*, Cambridge: Polity Press. (= 1999, 佐和隆光訳『第三の道——効率と公正の新たな同盟』日本経済新聞社。)
- (2000) *The Third Way and its Critics*, Cambridge: Polity Press. (= 2003, 今枝法之・千川剛史訳『第三の道とその批判』晃洋書房。)
- Jones, Gill, Wallace, Claire (1992) *Youth, Family and Citizenship*, Buckingham: Open University Press. (= 2002, 宮本みち子監訳『若者はなぜ大人にならないのか——家族・国家・シティズンシップ』新評論。)
- Lenoir, Rene (1974) *Les Exclus: un francais sur dix*, Seuil.
- Myrdal, Gunnar (1962) *Challenge to affluence*, New York: Pantheon Books. (= 1964, 小原敬士・池田豊訳『豊かさへの挑戦』竹内書店。)
- Putnam, Robert, D. (1993) *Making Democracy Work*, 河田潤一訳, 『哲学する民主主義——伝統と改革の市民的構造』NTT出版。
- (1995) “Bowling Alone: America’s Declining Social Capital” *Journal of Democracy*, 6:1 pp.65-78. (= 2005, 坂本治也・山内富美訳「ひとりでボウリングをする——アメリカにおけるソーシャル・キャピタルの減退」宮川公男・大守隆編『ソーシャル・キャピタル——現代社会のガバナンスの基礎』pp.55-76。)
- Townsend, Peter (1974) “Poverty as relative deprivation” Wedderburn, Dorothy, *Poverty, inequality and class structure*. (= 1977, 高山武志訳, 「相対的取奪としての貧困」ウェッダーバーン, D. 編著『イギリスにおける貧困の論理』光生館, pp.19-54。)
- (1979) *Poverty in the United Kingdom: a survey of household resources and standards of living*, Penguin Books.
- Wilson, William J. (1987) *The Truly Disadvantaged: the Inner city, the Underclass, and Public Policy*, Chicago: University of Chicago Press. (= 1999, 平川茂・牛草英晴訳『アメリカのアンダークラス——本当に不利な立場に置かれた人々』明石書店。)
- (きくち・ひであき 国立社会保障・人口問題研究所 社会保障基礎理論研究部研究員)